

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道事務所	下水道施設修繕(機械その4)(R5)	令和5年7月7日	42,680,000	大発工業(株)	沖縄県宜野湾市伊佐3丁目13番6号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本修繕対象の送風機は特殊な装置であり、当該装置の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである三菱重工(株)が指定する工場であり、本修繕について唯一対応可能な技術を有する大発工業株式会社との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約
2	下水道事務所	流域下水道技術審査等支援業務委託(R5)	令和5年7月11日	2,530,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>申請書の審査にあたっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要があるため、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>センターは社会資本の整備に関する技術審査、監督及び維持管理等を行っており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	下水道事務所	3号遠心脱水機 分解修繕(具志川)(R5)	令和5年7月19日	26,400,000	クボタ環境エンジニアリング(株)九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本修繕対象の汚泥脱水機は特殊な装置であり、当該装置の分解・組立・取付、そして各 부품の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである(株)クボタの点検修理等の委嘱を受けており、特殊な技術を有するクボタ環境エンジニアリング(株)九州支店との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約
4	下水道事務所	下水道施設修繕(機械その5)(R5)	令和5年8月3日	41,800,000	(株)荏原製作所 沖縄営業所	沖縄県那覇市曙2丁目25-2	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>当該送風機は特注品であり、高速で回転する機器であるため、各 부품の交換等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。</p> <p>部品の供給については、特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できない。汎用品的な部品等についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで送風機全体としての性能を発揮することができる。</p> <p>そのため、製造メーカーの沖縄地区担当である(株)荏原製作所 沖縄営業所を選定する。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	下水道事務所	伊佐浜処理区 幹線管路施設 点検・調査業務 委託(R5-1)	令和5年8月18日	5,720,000	株式会社 沖縄浄環センター	沖縄県沖縄市八重島二 丁目13番9号	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項第8号	<p>本件は、一般競争入札により公告したが、再々度の入札においても予定価格以下で応札した者がおらず不落となった。</p> <p>その後、左記根拠法令に基づき随意契約へ移行し、再々度の入札に応札した者全てから見積書を徴収し、予定価格以下かつ最低価格を提示した者と契約締結した。</p>	
6	下水道事務所	遠方監視制御 設備点検業務 委託(那覇) (R5)	令和5年8月22日	3,025,000	有限会社 沖縄小堀電機	沖縄県浦添市伊祖3丁目 1番7号	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項第2号	<p>当該遠方監視制御設備は、各中継ポンプ場の諸項目(ポンプ井水位、ポンプ運転状況等)の監視・制御に必須となる下水処理事業における重要な設備である。当該装置の機能点検に当たっては、メーカー独自の機器構造や性能並びに点検調整方法を熟知しておく必要がある。</p> <p>また、本点検中に対象設備に不具合が生じた場合、下水処理事業に支障とならないよう迅速な応急措置及び適正部品の緊急手配が必要となる場合がある。</p> <p>そのため、受注予定者は、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>① 機器不具合発生時に迅速な対応が可能である。</p> <p>② 適正部品等を速やかに手配できる。</p> <p>③ 機器メーカーの協力体制が得られる。</p> <p>④ メーカー独自の点検・調整方法の研修を受けた技術者を配置できる。</p> <p>当該遠方監視制御設備は東芝製であることから東芝インフラシステムズの代理店であり、県内で唯一対応可能な技術・技能を有する(有)沖縄小堀電機 と随意契約を行う必要がある。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	下水道事務所	汚泥処理棟余剰ベルト濃縮機分解整備修繕(那覇)	令和5年9月5日	12,287,000	クボタ環境エンジニアリング(株)九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本修繕対象のベルト濃縮機は特殊な装置であり、当該装置の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである(株)クボタの点検修理等の委嘱を受けており、特殊な技術を有するクボタ環境エンジニアリング(株)九州支店との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約
8	下水道事務所	西原処理区幹線管路施設点検・調査業務委託(R5)	令和5年9月6日	3,652,000	有限会社中央環境サービス公社	沖縄県那覇市字真地157番地	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号	<p>本件は、一般競争入札により公告したが、再々度の入札においても予定価格以下で応札した者がおらず不落となった。</p> <p>その後、左記根拠法令に基づき随意契約へ移行し、再々度の入札に応札した者全てから見積書を徴収し、予定価格以下かつ最低価格を提示した者と契約締結した。</p>	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	下水道事務所	下水道施設修繕(機械その6)(R5)	令和5年9月14日	51,700,000	三菱化工機(株)沖縄支店	沖縄県那覇市おもろまち二丁目5番37号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>No2乾式ガスタンク(円筒式)において、タンク底部と架台コンクリートとの隙間からガス漏れがあるため、補修を行う必要があるが、確実な補修を実施するためには、ガス漏れ箇所特定のための詳細調査を同時に行わなければならない。当該設備の仕様・構造を熟知し、構成部品の状態を的確に判断する高度な知識と経験が要求される。</p> <p>当該ガスタンクのメーカーである石井鐵工所においては、製品使用者への直接対応は行っておらず、当社製品の据付を担当した施工者と調整するよう回答があった。また、本設備の建設工事JV構成員である尚平工業においては、本修繕には対応できないとの回答があった。</p> <p>以上のことから、当該設備の建設工事受注者である三菱化工機(株)以外が対応することが困難であり、三菱化工機(株)沖縄支店との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約
10	下水道事務所	オゾン設備点検業務委託(那覇)(R5)	令和5年9月21日	6,061,000	東芝インフラシステムズ(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1(琉球リース総合ビル12F)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本業務は、那覇浄化センター高度処理棟に設置しているオゾン設備の保守点検業務を行うものであり、当該オゾン設備は、同浄化センターで生成した二次処理水を滅菌・脱臭する設備である。</p> <p>オゾン設備は、その特殊性から各メーカーによってオゾン発生方法・機器構造等が異なっているため互換性がなく、本保守点検業務に当たっては、設備の全体構成及び各機器の構造・性能に熟知した専門知識と熟練した技術を要し、また、独自の測定・点検機材が必要である。</p> <p>以上の理由により、当該設備のメーカーである(株)東芝から事業継承を受け、唯一、本業務に対応できる特殊な技術を有する東芝インフラシステムズ(株)沖縄支店との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	下水道事務所	オゾン設備材料(那覇)(R5)	令和5年9月21日	3,740,000	東芝インフラシステムズ(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1(琉球リース総合ビル12F)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本業務は、那覇浄化センター高度処理棟に設置しているオゾン設備の点検業務において必要とされる交換部品の調達を行うものである。</p> <p>当該オゾン設備は、同浄化センターで生成した二次処理水を滅菌・脱臭する設備であるが、その特殊性から、各メーカーによってオゾン発生方法、機器構造等が異なっているため、他社メーカー製との互換性がない。そのため、本交換部品においては、当該設備を正常に稼働させるためメーカーが設計または指定した固有の部品を使用する必要がある。</p> <p>以上の理由により、当該オゾン設備のメーカーである(株)東芝から事業継承を受け、唯一、当該設備固有の部品を納入することが可能な東芝インフラシステムズ(株)沖縄支店との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約
12	下水道事務所	下水道用機械・電気設備工事積算システム導入業務	令和5年9月26日	24,695,000	一般財団法人日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂五丁目2番20号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県土木工事積算システムを改良し、下水道用設備工事の積算に係る機能を追加するものである。</p> <p>当該システムは汎用システムではないことから、プログラムの改良、動作試験及び不具合対応等を実施できるシステム開発事業者を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約